

チェック日 年 月 日

戸田駅西口駅前地区 地区まちづくり協定チェックシート

協定第7条に規定するルール	種別	自己評価 記入欄	戸田市による 審査結果
「新曽第一地区地区計画」を遵守し、にぎわいある商業業務地の形成に資する土地利用を図る。	遵守		
駅前の都市型居住機能の住環境に配慮した建築物の用途とする。	遵守		
勝馬投票券発売所、場外車券売場は建築してはならない。	遵守		
中高層建築物等における駐車場や屋外設備等は、外観の工夫や裏側に配置する等、街並みの連続性を分断しないように努める。	協力		
駅前広場に面する部分へは、駐車場の出入口を設けてはならない。	遵守		
道路上に、歩行者や車両（自転車を含む）の円滑な通行を妨げる置き看板、ゴミ箱、商品類等を置かない。	遵守		
地区住民等及び事業者は、安全で快適な歩行環境の実現のために、路上駐車・駐輪等を防ぐために必要な駐車施設を設置し、適切な管理や車両の誘導、マナー徹底等に努める。	協力		
地区住民等及び事業者は、安全で快適な歩行環境の実現のために、道路の清掃・環境美化に努める。	協力		
交流拠点「戸田駅前」を実現するために、建築物内や敷地内に駅前利用者の交流機会を創出する空間づくりに努める。	協力		

協定第7条に規定するルール	種別	自己評価 記入欄	戸田市による 審査結果
建築物の配置の工夫等により、小広場・中庭等、ちょっとした集いと憩いのスポットづくりに努める。	協力		
来訪者が回遊する際の発着ポイントである交差点の沿道敷地については、開放感があり、人が滞留できる個性的な空間づくりに努める。	協力		
「緑を創り育む戸田駅前」を実現するために、駅前広場、環境空間及び駅前広場へアクセスする都市計画道路沿道等の公共空間における街路樹や植栽等と連続・調和するように、地区全体で、緑化に努める。	協力		
ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例（昭和54年埼玉県条例第10号）や戸田市宅地開発事業等指導条例（平成28年告示22号）による緑化基準を最低限度とし、可能な限り敷地内の緑化及び接道部の緑化を行う。	協力		
同条例による緑化基準の対象外となる場合でも、敷地内の緑化及び接道部の緑化に努める。	協力		
建築物の壁面、開口部、屋上等の緑化に努める。	協力		
地区住民等及び事業者は、緑を創り育むために、緑の適切な維持管理に努める。	協力		
雨水の利用、貯留及び浸透に係る施設の整備に努める。	協力		

協定第7条に規定するルール	種別	自己評価 記入欄	戸田市による 審査結果
自然エネルギーの活用やリサイクルに係る施設の整備に努める。	協力		
看板・広告物等は、腐食等による劣化や落下、倒壊しないように維持管理に努める。	協力		
人の目が届かない裏側や見通しがきかない場所ができないように、広場や建築物等を配置することに努める。	協力		
夜間に暗がりができないように、敷地内への照明施設の設置や配置の工夫に努める。	協力		
敷地と道路との境界部や建築物の玄関部分は、円滑な移動を妨げるような構造とならないように努める。	協力		
埼玉県福祉のまちづくり条例（平成7年埼玉県条例第11号）の整備基準により整備した設備等の機能が維持されるように、定期的な点検、維持管理及び改善に努める。	協力		
地区住民等及び事業者は、誰もが街を楽しめる環境づくりに資するように、街へ来た方に必要な情報提供やサポートを行うように努める。	協力		

※ 自己評価欄には建築行為等の計画内容と協定との整合性について出来るだけ詳しく記入して下さい。

※ 建築等行為後の協力予定等についても適合項目として記入して下さい。